

令和二年 第二回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和二年第二回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、先般の臨時会に上程いたしました、新型コロナウイルス感染症に係る本市独自の支援策及び関連予算案につきまして、議員各位のご理解を賜り、ご議決いただきましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

ご承認いただきました支援策等につきましては、議決後、速やかに実施に移しており、安心・安全な日常生活への回復に向け、全力で取り組んでおりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、特に、市民及び事業者の皆さまの良識ある行動自粛に加え、医療機関を支える皆さまの多大なるご尽力により、一定の効果が表れ、感染拡大を抑え込むことができております。

山梨県における緊急事態宣言の解除を受け、臨時休業とし

ておりました市内小中学校につきまして、五月二十五日から再開いたしましたところであります。

児童、生徒の皆さまにおかれましては、ご入学や本来の学校生活を心待ちにしていたことと存じます。

小中学校の再開にあたりまして、保護者の皆さまや学校関係者の方々のご尽力に、心から深く感謝申し上げますとともに、これからの学校生活が安心・安全に継続できますよう、重ねてご協力をお願い申し上げます。

市といたしましても、感染症対策を徹底した上で、子供たちの健やかな「学びの場」を保証するという観点に立ち、きめ細やかな対応に鋭意努めてまいります。

また、二月二十八日から休館としておりました公共施設及び指定管理施設につきましては、「三密の回避」として、換気設備の設置等による「密閉の回避」、施設内の混雑の緩和による「密集の回避」、人と人との距離の確保による「密接の回避」に取り組みむことに加え、各施設の実態に応じ、具体的な数値、場所、取り組み内容等を明示した「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、これを適切に遵守することを条件

に、一部施設につきまして、五月二十五日から、段階的に使用を再開しているところでもあります。

しかしながら、市営の山小屋の営業につきましては、七月二十三日からの営業を予定しておりましたが、山小屋という特殊な環境において、新型コロナウイルスの感染防止対策を万全に講ずることは困難であり、利用者とスタッフの安全を第一に考え、今年度の営業は、休止することといたしました。

山を愛する方々のお気持ちを察しますと、断腸の思いではありませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、さくらんぼ狩りにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光バスツアーによる受入れは、自粛を余儀なくされており、市内農家の方々が丹精込めて育てられたさくらんぼの販路の確保が懸念されております。

このような事態に対して、観光協会において、販売促進のため、この度「通信販売」を開始いたしました。

全国の皆さまに、南アルプス市産のさくらんぼをご賞味いただけるよう、観光商工課とともに、県内外に向けて広く周知し、注文を受け承っているところであります。

更に、J A南アルプス市及び南アルプス市商工会のホームページにおきましても、オンラインでの販売を実施しておりますので、議員各位並びに市民の皆さまにおかれましても、周知を含め、販売促進にご協力をお願いいたします。

全国的に感染者が減少傾向にある状況とはいえ、現状は、依然として完全な収束が見通せず、少しでも気を緩めれば、再度、感染が急拡大する可能性もあることから、感染拡大防止のための対策を緩めることなく、危機感と緊張感を持って万全な措置を講じ、市民の皆さまの健康と地域の財産を守る行政の責任を果たしてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受け、非常に厳しい事態に直面しておりますが、全員で力を合わせ、この難局を乗り越えるべく、今後も、あらゆる日常生活において、「三密の回避」を徹底し、身体的距離の確保や、時間差での買い物など「新しい生活様式」を積極的に実践していただき、感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、五月の臨時会でご承認いただきました新型コロナウイルス感染症予防対策関連事業の現状につきまして、ご報告いたします。

先ず、「特別定額給付金給付事業」につきましては、五月一日に、臨時給付金支援窓口を設置し、市民の皆さまからのご相談に日々対応させていただいております。

オンライン申請につきましては、五月七日からマイナポータルサイトにより申請を受付しており、五月十九日から給付を開始しております。

郵送申請につきましても、市民の皆さまに確実に給付するため、システム改修などの準備を整え、五月二十五日から全世帯に申請書を発送し、随時、申請受付を開始しており、迅速な振込手続に鋭意努めております。

昨日、四日時点におきまして、対象二万八千三百四十七世帯のうち、二万二千八百十三世帯分、全体の八十・四七パーセントの申請を受付しております。

振込手続につきましては、本日までに一万八千二百二十四世帯、四十七億八千六百五十万円の振込を終了する見込みで

あります。

次に、国の持続化給付金の受給決定者に対して、受給額の三十パーセントを市単独で上乗せして給付する、「事業者持続化給付金給付事業」につきましては、本庁舎西別館三階に窓口を開設し、五月十八日から受付を開始しております。

日追うごとに申請件数も増加しており、一日でも早く給付するため、審査後、順次振込している状況であります。

この給付金につきましては、昨日、四日時点におきまして、三百三十一件の申請を受付しております。

振込手続きにつきましては、本日までには百八十件、六千三百六十九万円の振込を終える見込みであります。

次に、「地方創生臨時交付金」についてであります。

この交付金は、国において第一次補正予算として一兆円が計上され、地方公共団体の財政力や感染状況などに応じて、交付されるものであります。

四月一日以降に開始した事業が交付対象となり、交付上限額の範囲内で、自治体が新型コロナウイルス感染症対策に関

わる様々な事業に、活用できる仕組みとなっております。

山梨県には、市町村分としまして約三十二億円が、本市には、約二億七千万円が配分される予定であり、これまで実施した事業に加え、更に現状を踏まえた事業に対して活用を図るため、現在、事業内容の検討及び精査を指示し、実効性のある対策案の編成を進めているところであります。

この交付金につきましては、現在、国において第二次補正予算として、二兆円の増額が審議されており、動向を確実に注視するとともに、引き続き情報収集に努めてまいります。

先ずは、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、最大限の措置を講じてまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、市政において、公約に掲げております施策について、ご説明申し上げます。

はじめに、一点目といたしまして、「子育て支援のさらなる推進」であります。

先ず、「病児保育施設の整備」につきましては、市内医療機関「こもれびこどもクリニック」により、病児保育施設「うらら」が、昨年十二月にオープンいたしました。

保護者に代わり、病気療養中の子供を保育、看護する場を市内に確保することができたことで、子育てと就労の両立を支援する環境が整いました。

次に、「三歳未満児の保育料無償化」につきましては、これまで、三歳未満の第二子以降を無償化する施策を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染予防対策事業のひとつとして、五月の臨時会においてご承認いただき、今年度は、九月までの半年間、第一子まで拡大し、無償化を実施しているところであります。

次に、「小中学校一貫教育の推進と将来に向けた教育環境の整備」についてであります。

小中学校一貫教育につきましては、八田地区と芦安地区において、昨年度からスタートしており、一小学校一中学校の一貫校としておりますが、今後は、八田地区、芦安地区の検

証を踏まえ、更に詳細な調整を図り、複数小学校と一中学校での一貫校の実施に向け進めてまいります。

将来に向けた教育環境につきましては、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応え、個々の資質や能力を、より一層伸ばしていくため、市内公立小中学校の普通教室に、無線による通信環境を整備し、積極的なICTの活用による学習活動の充実を図ってまいります。現在は、設計段階であり、八月末の工事着手を予定しております。

二点目といたしまして、「健康・長寿のまちづくり」であります。

先ず、「幸せ実感健康リーグ事業の充実拡大」についてであります。

市民の皆さまが、日頃から「健康」を意識して、主体的に健康づくりに取り組み、社会参加していただくことを目的に昨年度実施し、各方面から好評をいただきました、健康わくわくウォークにつきましては、新型コロナウイルス感染症における影響等を見極める中で、継続的な参加を呼び掛けると

ともに、新規参加につきましても、募ってまいります。この事業を通じて、更なる健康づくりによるまちづくりを推進してまいります。

また、地域で支えあい、助け合う包括システムの構築につきましたは、第二層協議体までは、全小学校区へ設置が完了し、現在は、自治会を区域とした第三層協議体の整備を進めているところでありますので、今後も引き続き、地域支えあい協議体の活動を積極的に支援してまいります。

三点目といたしまして、「ユネスコエコパーク事業の推進」であります。

ユネスコエコパークの理念に基づき、人と自然との共生を推進する拠点として、緩衝地帯に位置するエコパ伊奈ヶ湖を、五感で体験できる「楽しみの学びエリア」として創出、活用してまいります。

エコパ伊奈ヶ湖を拠点施設とするため、先ずは、施設全体の整備や運営に係る実施計画を作成し、運営方法、運営経費等について順次検討してまいります。

北伊奈ヶ湖エリアにおけるフィールドアスレチックを活用した「森林アドベンチャー施設整備」につきましては、年度内完了を目指し、実施設計を進めております。

また、「〇〇博物館」では、市内全域を博物館として、歴史ある伝統文化、地域文化を次世代に良い形で継承できるように、積極的に振興するとともに、地域の歴史的資源の掘り起こしを継続的に進め、本市の歴史文化の認知、保護及び活用の促進を図ってまいります。

四点目といたしまして、「豊かで活力あるまちづくり」であります。

南アルプスインターチェンジ周辺は、中部横断自動車道と新山梨環状道路とが交差しており、鉄道駅の無い本市の中では、最も交通環境に恵まれたエリアであります。

南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業につきましては、先般、市民の皆さまに、本事業の理解を深めていただくことを目的として、市のホームページにおいて、募集案内の一部を事前に公開しているところであります。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、社会情勢は混迷を極めており、日本を含む世界経済は、先を見通せない未曾有の状況が続いております。

このような事態により、企業の投資マインドは大きく落ち込んでおり、現時点において、公募を開始することは難しい状況であります。今後、景気の動向、社会情勢を注視し、適切な時期を見極める中で、改めて募集期間を定めた正式な募集案内等を公開し、公募していく予定でございますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

また、二月の定例会でお示しました南アルプスインターチェンジ周辺整備事業につきましては、交通網の要衝である本エリアの将来に亘る高度活用を目的とした、基礎的な調査研究に着手したいと考えております。

新たな企業誘致の推進につきましては、既存工業団地の空き区画活用を含め、十分に検討を重ね、市内雇用の拡大、定住人口の増加を図るべく、全力で取り組んでまいります。

今年度は、第二期南アルプス市まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタート年であり、実効性あるアクションプランを

策定し、地方創生の取り組みをより一層強化し、更なる充実を図ってまいります。

最後に、五点目といたしまして、「行財政改革のさらなる推進」についてであります。

少子高齢化に起因する生産年齢人口の減少により、税収の減少が既に始まっていることから、今後の財政状況は厳しさを増す見通しであり、更に、新型コロナウイルス感染拡大により、社会経済は、甚大な打撃を受けていることから、非常に厳しい状況が続くものと想定されます。

優良企業の誘致をはじめとして、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抑制も断行しなければなりません。

行政改革につきましては、これまでも積極的に推進してまいりましたが、今後も、公共施設の再配置、事務事業の見直し、民間活力の活用に加え、AIやRPAの導入など、更に一步前に進んだ取り組みを目指し努力してまいります。

また、本市定員適正化計画に基づき、職員数を合併時より約百五十人削減してまいりましたが、この間、自治体の業務

については、多様化や複雑化により、専門化が進むとともに、国及び県から移譲される法定受託事務が年々増加しており、職員一人当たりの負担が過大となっております。

今年度は、第二次定員適正化計画の最終年度でありますので、これまでの五年間、及びこれからの事業量等の見通しを改めて検証し、今後の職員数や専門職員の配置、採用、組織の根本的な見直しも含め、時代に即応した自治体業務のあり方に基づく組織体制についても研究してまいります。

社会の情勢や変化に対応するために、職員により資質向上や、適材適所への配置、事務効率の向上を図ることで、経費の縮小に努めてまいります。

続きまして、今年度予定しております事業の取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「広河原山荘新築工事」につきましましては、本体第一期工事が昨年十一月末までに無事終了しております。

しかし、今年一月に発生した県営林道南アルプス線の岩盤崩落による通行止めにより、現在は、工事の一時中止措置を

講じております。

現在のところ、林道復旧工事の完成見込みが、六月下旬と
なっており、開通後、直ちに工事を再開する計画としており
ますが、難易度の高い復旧工事であることから、更に、開通
が遅れる可能性も考慮する必要があります。

次に、企業局が進めております「飯野新田配水池建設工事
(第二期)」についてであります。

駒場浄水場は、現在、有効容量二千八十立方メートルの浄
水池、及び有効容量二百五十三立方メートルの配水池を有し
ておりますが、本来必要な有効容量の「給水区域計画、一日
最大給水量の十二時間分である四千二百八十六立方メート
ル」を下回っているため、本工事におきまして、必要量を確
保する計画となっております。

駒場浄水場内には、新たに、配水池を建設するスペースが
無いため、場外である飯野新田地内に有効容量二千五百立方
メートルの配水池を建設いたします。

現在の進捗状況は、基礎工事が概ね完了し、配水池の躯体

となりますステンレス鋼板の搬入が始まり、計画どおり今年度十月末の完成を目指しております。

配水池の構造につきましては、二層式ステンレス構造であり、震災時における水道水確保のため、緊急遮断弁を設置し、更に、安定した供給のため、流量計や水位計などの計装設備を設置してまいります。

また、次年度以降は、新たに有効容量六百立方メートルの浄水池兼配水池を場内に建設することに加え、既存の浄水池を取り壊した後、千四百立方メートルの浄水池兼配水池を建設し、災害対策と安定的な飲料水運用を図っていく予定となっております。

現時点での社会情勢や経済状況は、非常に厳しいものとなっておりますが、南アルプス市が持つ、人的資源、地域資源などを含めた、あらゆる可能性を活かし、市民の皆さまと約束いたしました公約の実現に向け、誠心誠意、力の限り市政発展に尽くしてまいります。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第二回定例会に提出いたしました案件は、条例案五件、予算案二件、契約案一件、財産の譲渡案一件、財産の取得案一件、市道路線に関する案二件、同意案一件、合わせて十三件であります。

はじめに、議案第五十一号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減が見込まれる被保険者の国民健康保険税の一部を減額、又は免除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十二号、「南アルプス市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、山梨県後

期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十三号、「南アルプス市環境基本条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、本則庶務の規定中、「総合政策部」を「市民部」に改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十四号、「南アルプス市介護保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者の介護保険料の軽減について、改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十五号、「南アルプス市芦安都市・農村交流センター条例の廃止について」であります。

この案につきましては、当施設の用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計、及び介護保険特別会計の、合わせて二会計であります。

はじめに、議案第五十六号、「令和二年度南アルプス市一般会計補正予算（第三号）」についてご説明申し上げます。

補正額を一億七百九十三万一千円とし、歳入歳出予算の総額を三百七十八億三千二百四十六万四千円といたすものであります。

歳出の主なものにつきまして、政策体系別にご説明申し上げます。

先ず、「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」についてであります。

『コミュニティ活動支援事業』として、わけむらく上村区自治会が行う、鏡中條公民館へのエアコン設置に対し、助成金として百六十万円を計上いたしております。財源といたしましては、全て、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用により、賄うものであります。

次に、「ともに生き支えあうまちの形成」についてであります。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに合わせた、低所得者に対する介護保険料の軽減等のための経費として、三十四十九万五千円を、介護保険特別会計への繰出金に計上いたしております。

次に、「うるおいと活力のある快適なまちの形成」についてであります。

南アルプスインターチェンジ周辺エリアにおける、土地活

用の可能性についての調査等を行う経費として、『南アルプスインターチェンジ周辺整備事業』に、五百二十八万二千元を計上いたしております。

また、『南アルプス市産業立地事業費助成金交付事業』として、新たに取得した市内の土地に設備投資し、操業を開始した企業で、新規雇用者の増加など助成要件を満たした企業一社に対し、助成金として二百万円を計上いたしております。

以上、歳出予算の財源といたしましては、国・県支出金、繰入金、諸収入などを見込んでおります。

次に、議案第五十七号、「令和二年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてご説明申し上げます。

補正額を百六十七万二千元とし、歳入歳出予算の総額を六十三億八百四十三万三千元といたすものであります。

これは、低所得者への介護保険料軽減に伴う財源更正と併

せ、会計年度任用職員報酬等の経費について、計上するものであります。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第五十八号、「落合小学校校舎大規模改造工事（建築主体工事）請負変更契約の締結について」であります。

この案につきましては、昨年十二月議会において、建築主体工事の請負契約をご議決いただき、この三月から改修工事に着手したところでありますが、壁などの解体・撤去工事を進める中で、昭和五十八年に建設した当時のものと思われる施工不良箇所が判明いたしました。

今回、不良箇所について適切な補修を行うことにより、躯体の性能を回復させ、今後も長く、安全に使える校舎とするため、請負契約額の三億三千六百三十八万円に、二千三百九十六万九千円を増額し、三億六千三十四万九千円に変更契約を行い、令和二年十二月の竣工となるよう、速やかに工事の執行を図るものであります。

なお、請負者は、内藤ハウス・市川工務店・ナカゴミ建設
落合小学校校舎大規模改造工事（建築主体工事）共同企業体
となっております。

以上、地方自治法第九十六条第一項第五号及び議会の議決
に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条
例第二条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、
提出するものであります。

次に議案第五十九号、「財産の譲渡について」であります。
民間への有償売却の進めている「みどりの郷くつさ
わ」の一部の不動産について、不動産鑑定額以下で譲渡する
ため、地方自治法九十六条第一項第六号の規定により、議
会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第六十号、「財産の取得について」であります。
この案につきましては、JR東海が整備するリニア中央新
幹線の計画路線上に、甲西市民総合グラウンドが在ることか
ら、これを移転整備する際、八千九百二十九・二三平方メー

トルの土地を、予定価格一億七千七百九万七千三百二十一円で取得するため、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第六十一号、「市道路線の認定について」であります。

この案につきましては、開発行為により寄附された三路線を市道認定するものであります。

次に、議案第六十二号、「市道路線の変更について」であります。

この案につきましては、路線の見直しによる一路線の市道を変更するものであります。

次に、同意案第五号については、高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会条例に基づく委員の選任について、同意

を求めるものであります。

以上、提出案件について、ご説明申し上げました。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
申し上げます。

令和二年六月五日

南アルプス市長 金丸一元